

※ 論点整理については、本日の御意見等を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

答申案審議に向けた論点整理

〔習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書〕

(習志野市)

緑：複数者からの意見、黒：事務局意見

図書：方法書ページ

1 事業特性、地域特性

(1) 事業特性

2-5

ア 本事業は、習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴い、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）内にある旧清掃工場（現行施設の稼働に伴い停止済）を解体し、その跡地に新たな廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）を設置するものであり、現行施設は、本計画施設の供用開始後に解体する。

2-13,
2-37

イ 本計画施設の処理方式は、ごみ焼却方式、ガス化溶融方式を候補とし、令和5年度中に決定する。処理方式の決定後、処理能力や炉数について検討を行うとしており、施設の詳細が明らかになっていない。

(2) 地域特性

3-99

ア 事業区域は、習志野市南部の東京湾に面した準工業地域に位置している。

3-93,
3-155

イ 事業区域を含む東京湾の沿岸は、習志野市により緑地の重点的な推進を図るべき地区に設定されており、事業区域に隣接する海浜公園のほか、近傍には茜浜緑地などの東京湾が一望できる、人と自然の触れ合いの活動の場が存在する。

3-111

ウ 事業区域から、北側約300メートルには大学（千葉工業大学新習志野キャンパス）が存在しており、JR京葉線及び一般国道357号を挟んだ内陸側の約900メートルの位置には、住居が密集している。

2 事業計画

該当
ページ
なし

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。（事務局、千葉市）

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

(1) 全般的事項

2-13

ア 本計画施設の処理方式が確定していないことから、環境影響評価の実施に当たっては、影響が最大となる条件を用いること。

なお、準備書の送付までに処理方式が決定している場合には、その経緯を準備書に記載すること。（事務局、千葉市）

該当
ページ
なし

イ 本事業が廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、環境影響評価の実施に当たっては、本計画施設の稼働による予測結果と現行施設における調査結果（バックグラウンド等）を比較する手法等により、環境への負荷の増減についても評価すること。

また、その結果、負荷が増大する場合には、環境保全措置を講じることにより、現行施設と同等以下になるよう努めること。（事務局、千葉市、船橋市）

(1) 大気質

5-19

ア 降下ばいじん量の調査及び予測地点について、調査地域内に大学や住居が存在することを考慮し、適切な位置に設定すること。

5-32

イ 施設の稼働に係る上層気象の調査について、事業区域内での現地調査が困難な場合には、できる限り近傍で調査を実施すること。

なお、近傍での調査が困難であり、先行事例の調査結果を用いる場合には、事業区域の上層気象との類似性など、妥当であるとする理由を明らかにすること。

(2) 超低周波音

5-8

施設の稼働による超低周波音について、事業区域周辺の住居との距離が離れており、環境影響が極めて小さいことを理由に項目として選定していないが、事業区域から300メートルの位置に環境保全への配慮を要する施設（大学）が存在しており、その影響が想定されることから、環境影響評価項目に選定すること。

(3) 悪臭

2-30,
2-31

施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは悪臭の処理方法が異なるため、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物

5-78~
5-84

旧清掃工場及び現行施設の撤去工事について、事業区域内には、猛禽類であるチョウゲンボウの営巣場所があることを踏まえ、専門家から意見聴取し、適切な環境保全措置を検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。（事務局、千葉市）

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

3-93,
5-9

施設の稼働により、事業区域に隣接する海浜公園等の利用者への大気質、騒音、振動、悪臭及び景観による影響が想定されることから、環境影響評価項目に選定した上で、関連する項目の環境影響評価結果を参考にする等の手法により、利用環境の変化について、調査、予測及び評価を行うこと。（事務局、委員）

(6) 温室効果ガス等

2-32

ア 温室効果ガスの排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、焼却施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、予測及び評価を行うこと。
(事務局、千葉市)

5-93

イ 温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。

<留意事項>

該当
ページ
なし

環境影響評価制度に基づく事項のほか、以下の事項について留意する必要がある。
事業区域は、習志野市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることから、浸水によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、浸水対策に万全を期すこと。